

日本人なら知っておくべき事実：マッカーサー秘密電文（韓国の主張の嘘）

下記は機密扱いが解除され、公開された国務省3470 優先文書(SECSTATE 3470 PRIORITY)の日本語訳である。内容は、1960年4月、GHQ（連合国総司令部）最高司令官、マッカーサー元帥の甥で、当時駐日米国大使だったダグラス・マッカーサー2世が米国務省に送った秘密電文である。

必要であれば、英文のコピーをワシントンの国立公文書館から取り寄せることが出来る筈である。

パーソンズ次官補へマッカーサーより、マッコニー・ソウル大使へ

我々には韓国に新しく民主主義体制の見込みがある今、できるだけ早く、我々が韓国と日本の紛争に恒久的解決をもたらそうとする機会をつかむよう、私は強く進言する。

李承晩が権力の座に居る限りは、解決の糸口がほとんど無いように見えたが、現在、我々には韓国と日本の論争の精算につながる全く新しい状況がある。

韓国と日本の関係は単に日本と韓国と政府と言うような側面ばかりでは無くアメリカと我々の北東アジアにおける責任に深く直接的に関わっている。

実際問題として、合理的な解決策が見いだせるとすれば、韓国、日本政府と我々が緊密に協調する事が不可欠である。

最大限に重要な事は、明確な韓国政府の日本問題の早期解決のために基本的な和解の進展を妨げ、悩ましている鬱積した問題を特定し素早く物事が運ぶように準備する事である。

我々は共産主義者達が新しい韓国の体制にどんな反応を示すかわからないが、我々ができるだけ早く韓国と日本政府を適切な状態に整えようとする事は不可欠である。

李承晩政権が韓国人に対し権威主義的な警察支配において民主主義の基本心情を冒瀆し、国際的な品行や道德等の基本原理を犯し李承晩ライン周辺の韓国領域外の公海上でも実力行使で海賊行為を働き日本人の漁民達を政治的人質として投獄し韓国領域外の領域を力づくでつかんでいた。

野蛮な人質外交の実行は共産主義シナに対する我々の由々しき非難の1つで、そして、韓国によって継続されるならば、それは新しい韓国の民主主義体制の大きな責任となり得る。

韓国で新しい体制が整い次第、我々の影響力を行使して、これらのことを説得することを進言する。(それが暫定的な性格であろうが)(1)李承晩の残酷で野蛮な弾圧行為を受け苦しんだ全ての日本人全員の人質を解放し(まだ刑が確定していない人質も含む)(2)日本の漁船を公海上で拿捕する習慣をやめさせる事。

これは韓国の新しい体制から人質外交をやめさせるだけではなく本当の意味での実りのある日本との外交関係の基盤作りが何よりも重要である。

公海上での日本の漁船の拿捕と人質外交の上に李承晩体制下では、常に日本の領土とされてきている竹島を力づくで占拠している。

これは日韓関係の非常に重要で永久の悩みの種で、この島が日本に返還されるまで、日韓全体の和平が決着することが無い。

それ故、我々は、新しい韓国の政権に竹島を日本に返還するよう圧力をかけなければならない。

日韓包括交渉の満足な終結をさせる気がないならば、新しい体制は少なくとも未解決の他の問題を双方満足な形で解決する意欲の表明をしなければならない。

我々が竹島を日本に返還するように強く圧力をかけている間、万が一、新しい体制がそうする気が無ければ、最低限、我々はこの件を国際司法裁判所に付託し仲裁を求める事に合意するよう主張すべきである。

最後に、我々は新しい体制に対して、外交使節団、ビジネスマンとジャーナリストによる訪問、商業的な取引のような事において、相互主義の条件に関して日本との関係を調節する準備をしなければならない事を、特に明らかに知らせなければならない。

日本人は8年間、李承晩の占領主義の手法で苦しんで、彼の後継者からそのような擁護できない扱いを受け入れる気は無い。

それ自身の利益において、新しい体制は通常の国際行為規範に準拠した行いから始めなければならない、最も有効な始動は、(日本や他の自由主義の世界世論に照らし)韓国大使館がここ(日本)で運営するのと同じ条件で、日本外交使節団を受け入れ韓国で機能することを承諾させる事から始める事である。

もし我々が今、迅速に動くならば、韓国の新体制は我々の有益性を鑑み、一般的に見れば我々の見解を受け入れるであろうから、我々には初期の時点にて、日韓問題に影響を及ぼす事ができる立場、二度と無いであろう好機があるであろう。

日本は間違いなく新しい韓国の体制の日本への新しい見方を暖かく迎え全面的にそれに報いるであろう。

ダグラス・マッカーサー

機密扱いが解かれるまでは複製を禁じる。

機密種別公式文書

残念ながらマッカーサー大使の願いも虚しく、アメリカ政府は動かず、韓国は竹島に不法占拠をし続け、世界に向けて独島(=竹島)は韓国領だと喧伝しているところである。

竹島は間違いなく日本領である

日本人なら知っておくべき事実： 韓国・北朝鮮の嘘に騙されないように
1948 年頃、吉田茂首相がマッカーサに宛てた書簡 + 在日南北朝鮮人の来日の経緯

連合国軍最高指令官ダグラス・マッカーサ元帥閣下
親愛なる閣下
日本の戦後の諸問題のうち朝鮮人と台湾人に関するものがありますが、彼らはかつて日本国民であり、現在もこの国に依然と滞在しているものです。

ここでは台湾人については、彼らが比較的少数であり、それほど問題を起こしておりませんので、しばしばふれないことに致します。しかし、総数百万人、そのほぼ半数は不法入国者であるところの在日朝鮮人の問題について、われわれはいま早期の解決を迫られています。私はこれらの朝鮮人がすべて、彼らの生国に送り返されることを欲するものです。その理由は以下のとおりです。

1、日本の食糧事情は、現在もまた将来においても、余分な人々を維持することを許しません。アメリカの厚意によって、われわれは大量の食料を輸入していますが、その一部は在日朝鮮人を食べさせるために用いられています。これらの輸入は、将来何世代にもわたって、わが民族の負債になるでしょう。もちろん、われわれはすべてを返済する覚悟を固めておりますが、この対米負債のうち朝鮮人のため生じた分まで、将来の世代に負わしむるのは、公正なこととは思えません。

2、これらの朝鮮人の大多数は、日本経済の再建に貢献していません。

3、もっと悪いことには、これら朝鮮人は犯罪を犯す割合がかなり高いのです。彼らはわが国の経済法規を破る常習犯です。かなりの数が、共産主義かその同調者であり、もっとも悪質な政治犯罪を犯しがちなのです。投獄されているものは、常に7千人を超えています。

戦後今日まで裁判に付せられた、朝鮮人による刑事事件は以下の通りです。

年次	: 事件数	: 朝鮮人関係者数
1945(8月15日以降)	: 5,334	: 8,355
1946	: 15,579	: 22,969
1947	: 32,179	: 37,779
1948(5月末現在)	: 17,968	: 22,133
合計	: 71,059	: 91,235

さて朝鮮人送還計画として私が考えるのは次のようなものです。

1、原則として、朝鮮人はすべて送還され、その費用は日本政府の負担とする。

2、日本に滞在を希望するものは、日本政府に許可を申請すべきものとする。在住許可は、日本経済に貢献しうるとみなされたものに与えられる。

以上述べましたが、貴官によって原則的に承認を得られた場合は、送還にともなう予算措置について、あらためて案を提出いたします。

敬具

吉田 茂

吉田茂(首相) マッカーサー(元帥) 往復書簡抜粋

在日朝鮮人の渡来および引揚げに関する経緯、
とくに、戦時中の徴用労務者について：
(昭和34年7月11日／昭和35年2月外務省発表集第10号より抜粋)
注、文中の朝鮮人とは南北朝鮮人の事である。

1、第二次大戦中内地に渡来した朝鮮人、従って又、現在日本に居住している朝鮮人の大部分は、日本政府が強制的に労働させるためにつれてきたものであるというような誤解や中傷が世間の一部に行われているが、右は事実に反する。

実情は次のとおりである。
1939年末現在日本内地に居住していた朝鮮人の総数は約100万人であつたが、1945年終戦直前にはその数は約200万人に達していた。そして、この間に増加した約100万人のうち、約70万人は自から内地に職を求めてきた個別渡航と出生による自然増加によるものであり、残りの30万人の大部分は工鉱業、土木事業等による募集に応じて自由契約にもとづき内地に渡来したものであり、国民徴用令により導入されたいわゆる徴用労務者の数はごく少部分である。

しかしてかれらに対しては、当時、所定の賃金等が支払われている。
元来国民徴用令は朝鮮人(当時はもちろん日本国民であつた)のみに限らず、日本国民全般を対象としたものであり、日本内地ではすでに1939年7月に施行されたが、朝鮮への適用は、できる限り差し控え、ようやく1944年9月に至つて、はじめて、朝鮮から内地へ送り出される労務者について実施された。

かくしていわゆる朝鮮人徴用労務者が導入されたのは1944年9月から1945年3月(1945年3月以後は関釜間の通常運航が杜絶したためその導入は事実上困難となつた)までの短期間であつた。

2、終戦後、在日朝鮮人の約75%が朝鮮に引揚げたが、その帰還状況を段階的にみると次のとおりである。

(1)まず1945年8月から1946年3月までの間に、帰国を希望する朝鮮人は、日本政府の配船によつて、約90万人、個別的引揚げで約50万人合計約140万人が朝鮮へ引揚げた。

右引揚げにあつては、復員軍人、軍属および動員労務者等は特に優先的便宜が与えられた。

(2)ついで日本政府は連合国最高司令官の指令に基づき1946年3月には残留朝鮮人全員約65万人について帰還希望者の有無を調査し、その結果、帰還希望者は約50万人ということであつたが、実際に朝鮮へ引揚げたものはその約16%、約8万人にすぎず、残余のものは自から日本に残る途をえらんだ。

(3)なお、1946年3月の米ソ協定に基づき、1947年3月連合国最高司令官の指令により、北鮮引揚げ計画がたてられ、約1万人が申し込んだが、実際に北鮮へ帰還したものは350人にすぎなかつた。

(4)朝鮮戦争中は朝鮮の南北いずれの地域への帰還も行わなかつたが、休戦成立後南鮮へは常時便船があるようになったので、1958年末までに数千人が南鮮へ引揚げた。

北鮮へは直接の便船は依然としてないが、香港経由等で数十人が、自からの費用で、便船を見つけて、北鮮へ引揚げたのではないかと思われる。

こうして朝鮮へ引揚げずに、自からの意思で日本に残つたものの大部分は早くから日本に來住して生活基盤を築いていた者であつた。戦時中に渡来した労務者や復員軍人、軍属などは日本内地になじみが少ないだけに、終戦後日本に残つたものは極めて少数である。

3、すなわち現在登録されている在日朝鮮人の総数は約61万であるが、最近、関係省の当局において、外国人登録票について、いちいち渡来の事情を調査した結果、右のうち戦時中に徴用労務者としてきたものは245人にすぎないことが明らかとなつた。

そして、前述のとおり、終戦後、日本政府としては帰国を希望する朝鮮人には常時帰国の途を開き、現に帰国した者が多数ある次第であつて、現在日本に居住している者は、前記245人を含みみな自分の自由意志によつて日本に留まつた者また日本生れのものである。

従つて、現在日本政府が本人の意志に反して日本に留めているような朝鮮人は犯罪者を除き1名もない。